

## 平成18年第1回(11月)伊豆市議会臨時会会議録目次

### 第1号(11月1日)

議事日程.....	1
本日の会議に付した事件.....	1
出席議員.....	1
欠席議員.....	2
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名.....	2
職務のため出席した者の職氏名.....	2
開会宣告.....	3
開議宣告.....	3
議事日程説明.....	3
会議録署名議員の指名.....	3
会期の決定.....	3
諸般の報告.....	3
報告第8号～報告第9号の上程、説明、質疑.....	4
議案第112号～議案第114号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	6
追加日程の上程.....	11
議長辞職の件を上程.....	11
議長の選挙.....	12
追加日程の上程.....	14
副議長辞職の件を上程.....	15
副議長の選挙.....	16
常任委員会委員の選任.....	17
各常任委員会委員長互選結果報告.....	18
議会運営委員会委員・議会報編集特別委員会委員の選任.....	18
議会運営委員会委員長、議会報編集特別委員会委員長互選結果報告.....	19
一部事務組合議会議員の選挙.....	20
閉会宣告.....	21
署名議員.....	23

開会 午前 9時30分

#### 開会宣告

議長（遠藤正寿君） 皆さん、おはようございます。

それでは、ただいまから、平成18年第1回伊豆市議会臨時会を開会いたします。

#### 開議宣告

議長（遠藤正寿君） ただいまの出席議員は、24名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立をいたしました。直ちに本日の会議を開きます。

#### 議事日程説明

議長（遠藤正寿君） 議案説明のため、地方自治法第121条の規定により、市長以下関係職員の出席を求めています。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

#### 会議録署名議員の指名

議長（遠藤正寿君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第81条の規定により、議長において指名をいたします。7番、加藤章議員、8番、室野英子議員を指名いたします。

#### 会期の決定

議長（遠藤正寿君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（遠藤正寿君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

#### 諸般の報告

議長（遠藤正寿君） 日程第3、諸般の報告を行います。

24番、高田和正議員から、平成18年10月31日付けで議員の辞職願いが議長宛に提出されました。議会閉会中でありましたので、地方自治法第126条の規定により、議長において、辞職を許可いたしましたので、ご報告いたします。

高田議員におかれては、今年4月に脳梗塞で倒れてから、療養中であり、治療に専念されておりましたが、本人の固い意志によりまして辞職を決意されました。総務委員会委員長と

して、委員会運営にも御尽力されてきましたが、本当に残念な思いがいたします。大変ご苦  
労さまでした。

以上で、諸般の報告を終わります。

報告第 8 号～報告第 9 号の上程、説明、質疑

議長（遠藤正寿君） 日程第 4、報告第 8 号と、日程第 5、報告第 9 号の専決処分の報告に  
ついて、この 2 件についてを一括して議題といたします。

提出者から、報告を求めます。

市長。

〔市長 大城伸彦君登壇〕

市長（大城伸彦君） 報告第 8 号及び報告第 9 号の、2 議案について提案理由を申し上げます。

報告第 8 号及び報告第 9 号の専決処分の報告につきましては、物損事故に伴う和解及び損  
害賠償の額の決定によるものであります。

それぞれの議案の詳細につきましては、総務部長に説明させますので、専決処分の報告を  
受理くださるようお願い申し上げます。

議長（遠藤正寿君） それでは、本件の報告については補足説明がありますので、これを許  
します。

総務部長。

〔総務部長 平田秀人君登壇〕

総務部長（平田秀人君） それでは報告第 8 号それから報告第 9 号の説明をさせていただきます。

まず報告第 8 号、専決処分の報告でございます。1 ページめくっていただきまして、専決  
処分書をご覧くださいと思います。両方とも車両の物損事故に伴います、和解及び損害  
賠償の額の決定でございます。

第 1 点目は、本年 6 月 20 日、発生場所は天城放牧場のバイオガスプラントの施設ござい  
ます。事故の概要でございますが、市の塵芥車で生ごみを天城のバイオガスのプラントに搬  
入中に、処理槽入口シャッターを開けきらなかったために、ごみ投入時に車両の最上部が接  
触し、シャッターを破損させたものでございます。損害額につきましては、16 万 650 円とい  
うことでございます。

次の 5 ページをご覧くださいと思います。報告第 9 号でございます。5 ページの専決  
処分書、それから 6 ページの位置図等をご覧くださいながらお願いしたいと思います。これ  
につきましては、事故の発生、本年 8 月 14 日でございます。発生場所は、修善寺の紙谷橋近  
くの消防団詰所でございます。事故の概要でございますけれども、消防団員が、消防車を詰  
所から移動させようとしたところ、これもシャッターが降りてくる設定になっていたところ

に気がつかずに発進して、消防車両上部が詰所のシャッターに接触して損害を与えたということでございます。相手方は、桂谷区の所有になっていきますので、桂谷区ということになります。損害賠償額は49万5,600円ということで、全額賠償を決定したものでございます。

受理下さるよう、ご報告申し上げます。以上でございます。

議長（遠藤正寿君） 以上で、説明を終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

10番、森良雄議員。

10番（森 良雄君） 10番、森です。2ページについて1点。

市有の塵芥車で、生ごみを搬入中と書いてあるんですが、運転者は市の職員なのか、それとも別の会社なのか、お聞きしたい。

もう1点、5ページで、シャッターが降りてくる状態になっているのに運転したというのは、別にシャッターのスイッチを押す人がいたのかどうか、お聞きしたい。

総務部長（平田秀人君） まず1点目でございます。

ごみ収集車の運転業務についてはシルバー人材センターの方に委託をしてございますので、運転手についてはそのシルバーの職員ということでございます。

それから2点目のシャッターのボタンを誰が押したかについては、確認はしてございません。申し訳ございません。

以上です。

議長（遠藤正寿君） 森議員。

10番（森 良雄君） なぜこんな質問をするかということなんだけれども、前回は消防車による事故があった。この2件の事故に対して、今後どのような対処をしようと考えているのか。そういうことを考えたのかどうか、お聞きしたい。

議長（遠藤正寿君） 総務部長。

総務部長（平田秀人君） 今後このような交通事故が起こらないようにということで、指導をしております。

特に消防団員の事故等につきましては、その状況等にもよりますけれども、このようなことがないようにと、指導はしております。

以上です。

議長（遠藤正寿君） 森議員。

10番（森 良雄君） 2件の事故は、いずれもシャッターの開閉ですね。指導は結構なんですが、例えば、必ず上部までいった時に動かすとか、そういうのをきちっと指導を徹底する。この消防団の方では、状況把握も何かははっきりしていないのではないですか。シャッターのスイッチというのは、例えば、シャッターが動いているときには車を動かしては駄目だとか、必ずどちらかで止まるようになっているはずなんですね。例えばこの天城の事故は、

そういうスイッチ構造になっていないのかどうか。やはりシャッターが動いている間に車を動かしたのか。そういうことをきっちり把握していないのではないか。しっかり状況を把握して、今後こういう事故が起きないように、しっかり対策を立てないといけない。話を聞いていると、原因追究すらしっかりしていないと思うんですが、その辺追求しているのかどうかお聞きしたい。

それと、今後の対策をしっかりやる、前回の事故などはここには載っていないけれども、天城の事故はやはり車を出入りするときは、誰かに誘導させるとかですね、そういう原因追究と対策というのは、しっかりすべきだと思う。もう一度同じ質問になるけれども、原因追究はどのくらいやったのか。対策はどういうふうにしたのかお聞きしたい。

議長（遠藤正寿君） 総務部長。

総務部長（平田秀人君） それぞれの施設の管理者がおりますので、その指導者のもとに指導していきたいと思っております。

議長（遠藤正寿君） 他にご質問ありますか。

これで質疑を終わります。

以上で、報告第8号、報告第9号は終了します。

#### 議案第112号～議案第114号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（遠藤正寿君） 日程第6、議案第112号、伊豆市職員の公益法人等への派遣等に関する条例の一部改正について、日程第7、議案第113号、伊豆市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について、日程第8、議案第114号、伊豆市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について、の3議案を一括して議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 大城伸彦君登壇〕

市長（大城伸彦君） 議案第112号から議案第114号の3議案の提案理由を申し上げます。

議案第112号から議案第114号の3議案につきましては、条例の一部改正であります。いずれも、上位法、政令の一部改正を受けて、関係する伊豆市条例の用語の整理、条項の移動、条文の整理を行うべく、一部改正を行うものであります。

それぞれの議案の詳細につきましては、総務部長に説明させますので、よろしくご審議のうえご承認くださいますようお願いいたします。

議長（遠藤正寿君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

提案理由の説明に関して、補足説明の申し出がありますので、これを許します。

総務部長。

〔総務部長 平田秀人君登壇〕

総務部長（平田秀人君） それでは補足説明をいたします。

まず7ページ、議案第112号について説明申し上げます。伊豆市職員の公益法人等への派遣に関する条例の一部改正でございます。条文は1条で、10条中の「又は有限会社」を削るという一項目でございます。これにつきましては、8ページの新旧対照表をごらんいただきたいと思っております。有限会社法が廃止となり、有限会社が株式会社と一つの会社類型として株式会社に統合となることによりまして、株式会社と有限会社というふうに列記してある条文中の有限会社を削除する改正が必要となるため、提案するものでございます。また従来ある有限会社は、会社法の規定により、株式会社として名称もそのまま存続するという形の位置づけになるということでございます。

次に、9ページの議案第113号でございます。

この条文については、少し長くなっております。12ページの新旧対照表をごらんください。上位法に基づきまして、この条例には別表が付いてございますけれども、それを規則の方でうたうというような改正でございます。それに伴います条文の文言の変更であり、内容そのものについて変更はなく、その構成が変わるということでご理解いただきたいと思います。ちなみに、新旧対照表の22ページ。旧の欄に傷病補償表別表第2というのが付いてございます。それは、傷病等級、それから倍数、障害の状況という表でございます。これについては、この区分表の倍数の部分だけを条例に残して、この障害の状況、状態等の区分に分け、これらについては規則に附則をもってうたうと言う形でございます。規則の4ページ目をごらんいただきたいと思っております。4ページ目以降別表第1、別表第2とそれから別表第3ということで、別表が付いてございます。条例中にありました、この別表の部分、3表部分を規則の方で定めるという、組み替えを行ったものでございます。

今回の条例改正につきましては、1点目が消防組織法の一部を改正する法律の施行ということで、条項番号を整理させていただくということ。2点目は、損害賠償の基準を定める政令の一部改正ということでこの別表の部分を規則で定めるということでございます。

それから3点目は障害者自立支援法に係る、障害者自立支援法の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令ということで、この政令の一部を改正いたしまして、身体障害者福祉法に規定する養護施設が障害者自立支援法の施行によりまして、障害者支援施設に移行するという用語の修正ということで、それらを合わせて行うということでございます。条文としては、長くなっておりますが、それぞれ上位法に基づきまして、条項のずれでありますとか、それから用語の修正、組みかえこれらを行うという内容のものでございます。

続きまして、最後の条例になります。31ページ、議案第114号でございます。伊豆市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正ということでございまして、この項目は1条で、条項の「第15条の8」を「第25条」に改めるという内容でございます。これは先ほども言いましたが、消防組織法の一部改正する法律が改正になりまして、それから引用してきます条項のずれの部分の改正をするという内容でございます。

以上3条例の一部改正でございます。よろしくご審議をいただきたいと思います。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） 以上で補足説明は終わりました。質疑に入ります。

質疑はございませんか。

木村君。

26番（木村建一君） 2つお尋ねします。

ひとつは、13ページ、新旧対照の方が分かりやすいということで、そちらの方でお尋ねします。休業補償、今まで1日につきということをやっていたんですね。1日につき、補償基礎額の100分の60に相当する金額を支給すると、1日にこれだけだなどというのがわかるのですが、今回その収入を得ることが出来ない期間につき、今言った額を補償するのだと。そうすると、どういう期間というのが限定されなくなってしまったのかなと。どういうふうこれを判断すればいいのかわからないものですから。今まで1日につきということで期間がしっかり述べられたのですが、今回の提案はそれがなくなってしまった。

2つ目です。全部条文を見なかったもので、不正確になるかもしれませんが、18ページ以降にいわゆる特定障害状態と書かれています。今までの条例の中で、18ページの右側にあるア、イということで説明があります。第7級以上の等級に該当する程度の障害がある状態だとか、軽易な労働以外の労務に服することができない程度ということで、これが特定だなどわかりました。今回、これは規則の方にいっているんですね。基本的に特定障害というのはどういう状態だよということが、条例を読んで、わかった方がより分かりやすいのかなと思うんです。なかなか見つからなかったんですが、今日初めて参考資料として、議案には付されない議決には必要のない規則の中に入っているということで、そこで初めてわかったんです。条例の中にうたわれるということの方がよりいいのかなと判断するのですが、そのへんの規則と条例の特定障害に対する、どこでその字句上を市民にわかるように提示するのかということの判断はどうされたのかお尋ねします。

議長（遠藤正寿君） それでは総務部長。

総務部長（平田秀人君） まず1点目については、私も勉強不足で申し訳ございませんが、基本的に、制度的には前のものと変わらないと認識しております。

2点目の特定の障害状況を規則に委ねた理由ということでございますが、これも基本的には、地方公務員それから国家公務員の災害補償に準じて改正するというので、国の方針によると。いわゆる規則でうたうという形で、その機動性を持たせるといいますか、柔軟に対応できるというような形の構成に仕立て上げた、それに準じているということでございます。

以上です。

議長（遠藤正寿君） 木村議員。

26番（木村建一君） 1つ目の、今までと同じですよという説明で私は受け取ったのですが、休業補償のこの100分の60の期間というのはいつにするのかと。そういうことになると、

今回新しく提案された条例よりも今まであった条例の方が、休業補償をもらう立場からというか、消防団員と市民が受けるとなるとはっきりわかるのだけれど、同じならば、なぜ1日につきというのが省かれたのかが私はわからないんですよ。期間となると、一体どの間かと、私は広がってしまうんです。同じだったら、1日につきというのをなぜ取ったのか。それなりの意味があるから、取ったと理解しているのですが、今の説明ではちょっとわからないのもう一度お願いしたい。結論から言うと、それなら1日につきというのを取る必要がないでしょう。そののがはっきりするから。

それから、2つ目の特定障害状態というのが、市民の皆さんにわかるように、どこに入れていくのかということは、読むにあたって大事なことなんですね、もしあったときに、今の部長の話ですと、規則だとどちらかというわざわざ議決しなくても精神は尊重しながらできるということなんですが、そういうふうに政省令の方で解釈しなさいよと。だから規則でいいんだよということになったのか、もう一度その辺を確認したいのですが。

議長（遠藤正寿君） 助役。

助役（児島保次君） それでは、休業補償の方については私が答えます。

木村議員のおっしゃっていることは、ごもっともでございます、1日につきということ限定するのか。その期間については、診断書であるとか、そういうことで決定しますので、1日につきということを決めるのか、全体で決めるのかということは、これはどちらとも言いようがないんですが、最終的には、その期間を決定する機関としてですね、上位機関がございまして、その中で例えば60日で1日当たりという決め方ではなくて、全体を決めると。こういうような解釈でございます。わかったようなわからないような答弁になりましたが、これは1日につきということであろうとも、それが全体の期間につきといっても、全く同じではないかとこのように考えています。ただ決定するその期間を限定する機関をですね、どのように決めるかということは、私も現在のところお答えできませんが、しっかりとした中でお答えしていきたいと思っております。1日につきとなるのか全体のかというような考え方ですので、全体を決める機関をしっかりと把握できればいいというように私は考えております。

またこの条例の解釈については、もう少し逐条解説等を勉強しまして、また後ほど今部長の言ったとおり、私もそこらあたりがしっかりと把握していないことについては、申し訳ないのですが、また後ほどお答えしたいと思います。

議長（遠藤正寿君） もう1点、総務部長。

総務部長（平田秀人君） もう1点の、特定障害状態の表記の仕方という部分でございますけれども、関連する13条関係それから19条関係というようなことで、文言でうたってあるという形になるわけでございます。これも先ほど言いました国に準じてという形の中でやってございます。またそのへんも勉強をさせていただいて、納得のいく形で説明ができるようなかたちにしたいと思っております。

以上です。

議長（遠藤正寿君） よろしいですか。

はい、森議員。

10番（森 良雄君） 10番、森です。

2点ほど質問させてください。

1つは、有限会社法がなくなっちゃうんですね。いつからなくなったのかわかったら教えていただきたい。

もう1つ、条例が規則に移ったということなんですけど、ここに別紙でもって今日、規則案というものがきているわけですね。これも確認ですが、規則となると当局側が自由に決められるということになると思うんですが、先ほどの木村議員の質問の内容では、国の指導があったというようなことなんですけど、法的に指導があったのか、それとも担当部局からの指導があったのか、確認したい。

議長（遠藤正寿君） 総務部長。

総務部長（平田秀人君） まず1点目の有限会社法の関係でございます。

施行が、本年の5月1日からということでございます。

2点目の条例の関係でございますが、政令の改正ということで、いわゆる国の方から流れてくるわけございまして、それに準じて関係する条例の改正をするという形になります。国の方で、規則で委ねる部分というような形で、政令の方もですね、その下の省令に入るとような手順のもとで通常来るわけございまして、市の場合ですと、その代わりである規則部分を改正するという手順です。当然、国の方から政令、省令の改正部分ということで参りますので、それに準じて条例、それから規則の改正をするという形になります。

以上です。

議長（遠藤正寿君） 他に質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議長（遠藤正寿君） お諮りいたします。本案3件は、会議規則第37条第2項の規定によって、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（遠藤正寿君） これより討論を行います。討論はございますか。

〔発言する人なし〕

議長（遠藤正寿君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第112号から議案第114号までの3議案については、分割して採決を行います。

最初に、議案第112号 伊豆市職員の公益法人等への派遣等に関する条例の一部改正につ

いて、賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（遠藤正寿君） 起立者多数。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第113号 伊豆市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について、賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（遠藤正寿君） 起立者多数。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第114号 伊豆市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について、賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（遠藤正寿君） 起立者多数。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩といたします。

休憩 午前10時05分

再開 午前10時17分

副議長（塩谷尚司君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

#### 追加日程の上程

副議長（塩谷尚司君） ただいま、議長遠藤正寿議員から、議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。この際、議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

副議長（塩谷尚司君） 異議なしと認めます。よって、議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

#### 議長辞職の件を上程

副議長（塩谷尚司君） 追加日程第1、議長辞職の件を、議題といたします。

地方自治法第117条の規定によって、遠藤正寿議員の退場を求めます。

〔26番 遠藤正寿君退場〕

副議長（塩谷尚司君） 職員に辞職願を朗読させます。

議会事務局長（井上清蔵君）

辞 職 願

私事、このたび一身上の都合により議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

平成18年11月1日

伊豆市議会副議長 塩谷尚司様

伊豆市議会議長 遠藤正寿

以上でございます。

副議長（塩谷尚司君） お諮りします。遠藤正寿議員の議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

副議長（塩谷尚司君） 異議なしと認めます。よって、遠藤正寿議員の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

副議長（塩谷尚司君） 遠藤正寿議員の入場を許可します。

〔25番 遠藤正寿君入場〕

副議長（塩谷尚司君） ここで、前議長遠藤正寿議員から発言を求められておりますので、これを許します。一言ごあいさつをお願いします。

〔25番 遠藤正寿君登壇〕

25番（遠藤正寿君） ただいま議長の辞職を許可していただきありがとうございます。

この2年間、本当にみなさんにご協力いただきまして、合併してから間もない伊豆市を、2年間議会として進めてきたわけでございますが、まだまだたくさん問題が残っております。これからも新しい事業等がたくさんございます。ぜひこの後の2年間議会がまとまっていくように、私も影ながら応援して行きたいと思っております。本当に2年間ありがとうございます。また、私が2年間過ごさせていただきまして、非常に残念なことは、森嶋議員が逝去したこと、また本日ご報告申し上げたように、高田議員の辞職でございますが、今後皆さん協力して伊豆市を盛り上げていただきたいと思いますと思っております。本当にありがとうございました。（拍手）

副議長（塩谷尚司君） 遠藤前議長ご苦労様でした。

ただいま議長が欠けました。お諮りします。議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

副議長（塩谷尚司君） 異議なしと認めます。よって、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決定いたしました。

#### 議長の選挙

副議長（塩谷尚司君） 追加日程第2、「議長の選挙」を行います。選挙は、投票で行います。議場を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

副議長（塩谷尚司君） ただいまの出席議員数は、24人です。

投票用紙を配ります。投票は、単記無記名でございます。

〔投票用紙配付〕

副議長（塩谷尚司君） 投票用紙の配付漏れは、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

副議長（塩谷尚司君） 配付漏れなしと認めます。

では、投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

副議長（塩谷尚司君） 異常なしと認めます。ただいまから投票を行います。

会議規則第29条では、職員の点呼に応じて、順次投票することになっておりますが、投票に支障が無いと思われますので、議席番号順に1番議員から順次投票をお願いいたします。

〔投票〕

副議長（塩谷尚司君） 投票漏れはありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

副議長（塩谷尚司君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

立会人を指名します。会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に9番、飯田正志議員、及び10番、森良雄議員、を指名します。

飯田正志議員、森良雄議員。開票の立会いをお願いします。

〔開票〕

副議長（塩谷尚司君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数24票

有効投票22票

無効投票2票です。

有効投票のうち、堀江昭二議員 11票

三須重治議員 11票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は6票でございます。

副議長（塩谷尚司君） この選挙の法定得票数は6票であります。堀江議員と三須議員の得票数はいずれもこれを超えておりますが、両議員の得票数が同数であります。よって、この際、地方自治法118条第1項において準用する公職選挙法第95条第2項の規定により、くじによって当選人を決定することにいたします。

くじは、被選挙人が議場におりますので、被選挙人にお引き願うことにいたします。くじは2回に分けて行います。第1回はくじを引く順序を決めるためのものがございます。第2回は、くじの順位に従い当選人を決定するためのものがございます。くじは抽選器によって行います。立会人の立会いを願います。

まず、くじを引く順位を決めるくじを行いますので、前にお願いします。立会人もお願いします。

〔くじ引き〕

副議長（塩谷尚司君） くじを引く順位が決定いたしましたのでご報告いたします。

まず始めに三須議員、次に堀江議員。以上のとおりであります。ただいまの順位により、当選人を決定するくじを行います。

副議長（塩谷尚司君） ここに、赤と白の印があります。赤を当選人といたします。

副議長（塩谷尚司君） くじの結果を報告いたします。

くじの結果は、堀江昭二議員が当選人と決定いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

副議長（塩谷尚司君） ただいま、議長に当選されました堀江昭二議員が、議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

堀江昭二議員、議長当選の承諾及び就任の挨拶をお願いいたします。

〔議長 堀江昭二君登壇〕

議長（堀江昭二君） ただいま議長選挙におきまして、当選の栄に浴しました。大変身に余る光栄と存じております。心から感謝を申し上げる次第でございます。しかしながらですね、私は、浅学非才でございます。とても前議長の遠藤君には及ばないと思います。大変今不安に思っております。伊豆市も合併をして3年目という時期にきておりますけれども、議会と行政が、車の両輪の関係であることを再確認いたしまして、皆様方の絶大なるご協力をいただきまして頑張っていきたいというふうに思っております。どうかよろしくをお願いいたします。ありがとうございました。（拍手）

副議長（塩谷尚司君） それでは、堀江昭二議長、議長席にお着き願います。

〔議長、議長席に着席 副議長、自席に着席〕

議長（堀江昭二君） ここで、暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時39分

再開 午前10時54分

追加日程の上程

議長（堀江昭二君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

ただいま、副議長塩谷尚司議員から、副議長の辞職願いが提出されました。ここで、お諮りいたします。この際、副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第3として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（堀江昭二君） 異議なしと認めます。従って、副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第3として、日程の順序を変更し、議題とすることに決定しました。

副議長辞職の件を上程

議長（堀江昭二君） 追加日程第3、副議長辞職の件を、議題といたします。

地方自治法第117条の規定によって、塩谷尚司議員の退場を求めます。

〔18番 塩谷尚司君退場〕

議長（堀江昭二君） 職員に辞職願を朗読させます。

議会事務局長（井上清蔵君）

辞 職 願

私事、このたび一身上の都合により副議長を辞職したいので、許可されるよう願い出ます。

平成18年11月1日

伊豆市議会議長 堀江昭二様

伊豆市議会副議長 塩谷尚司

以上でございます。

議長（堀江昭二君） お諮りします。塩谷尚司議員の副議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（堀江昭二君） 異議なしと認めます。したがって、塩谷尚司議員の副議長の辞職を許可することに決定しました。

塩谷尚司議員の入場を許可します。

〔18番 塩谷尚司君入場〕

議長（堀江昭二君） ここで、前副議長塩谷尚司議員から発言を求められておりますので、これを許します。

〔18番 塩谷尚司君登壇〕

18番（塩谷尚司君） 私、遠藤前議長のもとで2年間、副議長ということで努めさせていただきました。いろいろの勉強をさせてもらいました。本当に人生でいい経験をさせてもらったなあとつくづく感じております。

勉強あるいはいろいろなことを教えてもらいながら、2年間過ぎたわけですが、その間、ただ一つ、大変気になるといいますか、自分がこれだけと思ったことが一つございます。それを一つだけみなさんにお話しさせていただきたいと思っております。

伊豆市議会は、議員のためにあるんじゃないと。未来の伊豆市のため、また市民のための議会であると、私はそれを一番気づき、またそれを実践しようと思って参りました。

2年間という長い間お世話になりましたが、また伊豆市議会が新しい正副議長のもとで、伊豆市の未来をぜひ明るいものに切り開いていただければと思っております。

本当にご協力ありがとうございました。（拍手）

議長（堀江昭二君） 塩谷前副議長ご苦労様でした。

議長（堀江昭二君） ただいま、副議長が欠けました。

お諮りします。副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第4として、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（堀江昭二君） 異議なしと認めます。よって、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第4として、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決定しました。

#### 副議長の選挙

議長（堀江昭二君） 追加日程第4、副議長の選挙を行います。選挙は、投票で行います。議場を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

議長（堀江昭二君） ただいまの出席議員数は、24人です。

投票用紙を配ります。投票は、単記無記名です。

〔投票用紙配付〕

議長（堀江昭二君） 投票用紙の配付漏れは、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（堀江昭二君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

議長（堀江昭二君） 異常なしと認めます。ただいまから投票を行います。

会議規則第29条では、職員の点呼に応じて、順次投票することになっておりますが、投票に支障が無いと思われますので、議席番号順に1番議員から順次投票願います。

〔投票〕

議長（堀江昭二君） 投票漏れはありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（堀江昭二君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

立会人を指名します。会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に11番、古見梅子議員、及び12番、磯晴雄議員、を指名します。

古見梅子議員、磯晴雄議員。開票の立会いをお願いします。

〔開票〕

議長（堀江昭二君） 選挙の結果を報告します。

投票総数 24票

有効投票 23票

無効投票 1票です。

有効投票のうち、三須重治議員 13票

山下 一議員 9票

飯田宣夫議員 1票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は6票です。

従って、三須重治議員が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

議長（堀江昭二君） ただいま副議長に当選されました、三須重治議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、告知いたします。

三須重治議員、副議長当選承諾及び挨拶をお願いいたします。

〔副議長 三須重治君登壇〕

副議長（三須重治君） 私は、この議場というのは、市民の声を反映させる場所であり、また我々議員はその声の代弁者であるということを、自分はモットーにして今日まで議員活動を行ってまいりました。

また今回の合併に当たりまして第1回目の選挙におきまして、私は、公約として、市民の皆さんが、合併してよかったと思えるまちづくりを目指しますと、そのようなことを公約にしてこの選挙に出て参りました。

そのようなことをモットーに微力ではございますが、この大役に対応していきたいと思えますので、ご支援のほどよろしく申し上げます。（拍手）

議長（堀江昭二君） ここで、暫時休憩をいたします。

休憩 午前 11時10分

再開 午後 1時09分

議長（堀江昭二君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

常任委員会委員の選任

議長（堀江昭二君） 日程第9、常任委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。

委員会条例第3条による、任期満了に伴う、常任委員の選任については、同条例第7条第1項の規定により、議長において指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（堀江昭二君） 異議なしと認めます。

お手元に配布した名簿のとおり、指名いたします。 職員に朗読させます。

議会事務局長（井上清蔵君）

総務委員会委員 内田勝行議員、古見梅子議員、木内一郎議員、  
塩谷尚司議員、小野忠宏議員、遠藤正寿議員。

福祉文教委員会委員 杉山 誠議員、小森勝彦議員、室野英子議員、  
飯田正志議員、酒井勲一議員、木村建一議員。

観光経済委員会委員 鈴木基文議員、加藤 章議員、磯 晴雄議員、  
関 邦夫議員、大川 孝議員、三須重治議員。

土木水道委員会委員 山下 一議員、森 良雄議員、鍵山建一議員、  
杉山羌央議員、飯田宣夫議員、堀江昭二議員。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） ただいま指名しました議員を、各常任委員会委員に選任することに決しました。

ただいま選任しました各常任委員は、休憩中それぞれ委員会を開催し、正副委員長の互選を行い、速やかに委員会構成を終了し、委員会条例第8条第2項の規定により報告願います。

ここで、暫時休憩といたします。

休憩 午後 1時12分

再開 午後 1時49分

議長（堀江昭二君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

#### 各常任委員会委員長互選結果報告

議長（堀江昭二君） 休憩中、各委員会が開かれ、正副委員長の互選が行われましたので、事務局長に報告をさせます。事務局長。

議会事務局長（井上清蔵君） 報告いたします。

総務委員会委員長 塩谷尚司議員、副委員長 古見梅子議員。

福祉文教委員会委員長 室野英子議員、副委員長 小森勝彦議員。

観光経済委員会委員長 関 邦夫議員、副委員長 鈴木基文議員。

土木水道委員会委員長 飯田宣夫議員、副委員長 鍵山堅一議員。

以上でございます。

#### 議会運営委員会委員・議会報編集特別委員会委員の選任

議長（堀江昭二君） 日程第10、議会運営委員会委員の選任について、及び日程第11、議会報編集特別委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。

委員会条例第3条による、任期満了に伴う、議会運営委員の選任、及び議会報編集特別委員の選任については、同条例第7条第1項の規定により、議長において指名したいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（堀江昭二君） 異議なしと認めます。

お手元に配布した名簿のとおり、指名いたします。職員に朗読させます。

議会事務局長（井上清蔵君） 朗読いたします。

議会運営委員会委員 塩谷尚司議員、遠藤正寿議員、室野英子議員、  
飯田正志議員、関 邦夫議員、大川 孝議員、  
飯田宣夫議員、杉山羌央議員、三須重治議員。

議会報編集特別委員会委員 古見梅子議員、木内一郎議員、杉山 誠議員、  
酒井勲一議員、鈴木基文議員、加藤 章議員、  
山下 一議員、森 良雄議員。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） ただいま指名しました議員を、議会運営委員会委員、及び議会報編集特別委員会委員に選任することに決しました。

ただいま選任しました各委員は、休憩中それぞれ委員会を開催し、正副委員長の互選を行い、速やかに委員会構成を終了し、委員会条例第8条第2項の規定により報告願います。

ここで、暫時休憩といたします。

休憩 午後 1時53分

再開 午後 2時08分

議長（堀江昭二君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

議会運営委員会委員長、議会報編集特別委員会委員長互選結果報告

議長（堀江昭二君） 休憩中、各委員会が開かれ、正副委員長の互選が行われましたので、事務局長に報告をさせます。事務局長。

議会事務局長（井上清蔵君） 報告いたします。

議会運営委員会委員長 杉山羌央議員、副委員長 飯田正志議員。

議会報編集特別委員会委員長 古見梅子議員、副委員長 杉山誠議員。

以上でございます。

### 一部事務組合議会議員の選挙

議長（堀江昭二君） 日程第12、一部事務組合議会議員の選挙についてを議題といたします。

これより、一部事務組合議会議員の選挙を行います。お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（堀江昭二君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。お諮りいたします。指名の方法は、議長において指名することでご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（堀江昭二君） 異議なしと認めます。よって、議長において指名いたします。

議長（堀江昭二君）

田方地区消防組合議会議員には、内田勝行議員、小野忠弘議員、遠藤正寿議員。

伊豆市沼津市衛生施設組合議会議員には、鍵山堅一議員、関 邦夫議員、木内一郎議員、木村建一議員を指名いたします。

なお、田方地区交通災害共済組合議会議員は、議長・副議長を充てることになっておりますので、私堀江昭二と副議長三須重治議員が、充たります。

駿豆学園管理組合議会議員は、議員の中から選挙することになっておりますが、従来から、議長の職にある者を選出する例となっておりますので、私堀江昭二が充たります。よって、ただいま指名いたしました議員が当選されました。

各一部事務組合議会議員に当選されました方々が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知をいたします。

22番（三須重治君） 議長、質問したいわけですがいいですか。

議長（堀江昭二君） はいどうぞ。

22番（三須重治君） 田方地区の消防組合ですが、今までは総務委員会から土肥を除いた各旧町から一人ずつというようなことで、選んできたと思いますね。それが今回旧天城湯ヶ島町が入っていないということでもいいんですか。そのあたりの配慮はいかがですか。

議長（堀江昭二君） 決まりというのはいいいです。

22番（三須重治君） 決まりはないけど、今まで湯ヶ島も南署の建設に伴う、今の消防署の廃止という問題があるわけですね。そんな中で、湯ヶ島の議員さん達がいや別に我々の方から代弁者は出なくてもいいですよということなら、我々は別に言うことはないわけですが、ただその辺のところを少し心配したものですから質問させてもらいました。

議長（堀江昭二君） この市議会の中で、田方地区消防組合議会に出てる人に、報告をしてもらいながらやってもらえればいいということをお願いしたいと思います。

### 閉会宣告

議長（堀江昭二君） 以上で、本臨時会に付議された案件は、すべて終了いたしました。これにて、平成18年第1回伊豆市議会臨時会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

閉会 午後 2時13分